

令和7年12月4日

結城市議会議長

佐 藤 仁 殿

結城南中学校区新設小学校建設実施設計変更業務  
委託等調査特別委員会 委員長 土 田 構 治

## 委員会調査報告書

本委員会に付託の事件について、地方自治法第100条の規定に基づき調査した結果、別紙のとおり決定したので、結城市議会議規則第39条の規定により報告します。

(別紙)

## 1 調査の趣旨

令和7年5月8日に契約された結城南中学校区新設小学校建設実施設計変更業務委託において、予備費の使用が地方自治法及び関連法令に抵触する可能性があります。

具体的には、地方自治法第217条に定められた予備費の支出基準に対し、議会の否決(修正)した費途に予備費から671万円が支出されており、これらの対応には疑義が残ります。

令和7年第1回定例会においては、小学校建設費の歳入歳出予算や継続費、地方債のすべてが議会により修正されており、議会は本事業の実施を認めない意思を示しました。それにもかかわらず、市長が議会の意思を説明なく契約及び予算執行を進めたことは、議会制民主主義の根幹を揺るがすものであり、議会の予算修正権を軽んじる行為と考えられます。

以上の事態を踏まえ、地方自治法第100条の規定に基づき、調査特別委員会を設置し、「予備費の使用が地方自治法及び関係法令に抵触していないか。」「事務の執行が適正に行われたかどうか。」「議会の意思が尊重されず予算が執行された経緯と背景。」「補正予算による対応が可能であったか。」「今後同様の問題が再発しないための対策と方策。」などの事項について真相の解明を図ることを目的とします。

また、調査にあたっては、関係者への証人尋問、証拠資料の提出要求を含む必要な手段を講じ、公平公正な調査を行い、市民の信頼回復と適正な行政運営の確保に努めます。

## 2 特別委員会の設置

### (1) 設置決議

令和7年第2回定例会（令和7年6月24日）

議案第50号 結城南中学校区新設小学校建設実施設計変更業務委託等調査特別委員会の設置を求める動議が提出され、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を「結城南中学校区新設小学校建設実施設計変更業務委託等調査特別委員会」に委任した。

### (2) 委員会の定数

議員全員（18人）をもって構成 令和7年6月24日可決

### (3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	土田 構治	副委員長	大里 克友
委員	伊藤 英雄	委員	館野 徹弥
委員	永塚 英恵	委員	関 晴美
委員	沼田 育男	委員	石川 周三
委員	上野 豊	委員	鈴木 良雄
委員	大橋 康則	委員	佐藤 仁

委 員 平 陽 子  
委 員 早 瀬 悅 弘  
委 員 船 橋 清

委 員 立 川 博 敏  
委 員 稲 葉 里 子  
委 員 平 塚 明

### 3 調査事項

(1) 結城南中学校区新設小学校建設に関する事項

(2) 予備費に関する事項

### 4 委員会の開催状況

(1) 第1回特別委員会 令和7年7月10日（木）午前10時

- ・特別委員会実施要綱の決定
- ・証人尋問事項調べの配信

(2) 第2回特別委員会 令和7年7月25日（金）午後1時30分

- ・証人出頭要求（10人）の決定
- ・証人尋問事項（共通尋問事項）の決定
- ・記録提出要求の決定

(3) 第3回特別委員会 令和7年8月6日（水）午前10時

- ・証人尋問事項の取下げの決定
- ・記録の提出状況の配信
- ・証人尋問（4人）

(4) 第4回特別委員会 令和7年8月18日（月）午後1時10分

- ・証人尋問（2人）

(5) 第5回特別委員会 令和7年8月22日（金）午前10時

- ・証人尋問（3人）

(6) 第6回特別委員会 令和7年9月24日（水）午前10時

- ・証人尋問（1人）

(7) 第7回特別委員会 令和7年10月21日（火）全員協議会終了後

- ・報告書（案）の協議

(8) 第8回特別委員会 令和7年11月21日（金）午後1時10分

- ・報告書（案）の協議

- (9) 第9回特別委員会 令和7年12月4日（木） 代表質問終了後
- ・報告書（案）の協議
  - ・報告書（案）について協議した結果、修正案については賛成少数により否決、原案については賛成多数により可決決定した。

## 5 証人、参考人、説明員の出席等

証人	日付	尋問事項
財政課長 ○○○○	8月6日	予備費充用について 支出について 設計変更について 予備費について 予備費充用について 設計変更の緊急性について 結城南中学校区新設小学校建設実施設計変更業務委託 6,710,000円について
学校教育課長 ○○○○	8月6日	小学校建設実施設計変更について 結城南中学校区新設小学校建設実施設計変更業務委託 6,710,000円について
会計管理者 ○○○○	8月6日	支出について
総務部長 ○○○○	8月6日	予備費充用の発案（議案として）について
企画財務部長 ○○○○	8月18日	予備費充用について 設計変更について 予備費について 予備費充用について
教育部長 ○○○○	8月18日	小学校建設実施設計変更について 設計変更について 支出について

		設計変更について
		予備費について
		新設校建設に向けた補助金申請、決定までの流れについて (否決された案件にもかかわらず、予備費を不適切に使用。もしかして補助金申請も密かに済んでいるのでは。)
株式会社桂設計茨城事務所 所長○○○○	8月 22 日	小学校建設実施設計変更について
		設計変更について
副市長 ○○○○	8月 22 日	小学校建設実施設計変更について
		予備費充用について
		設計変更について
		予備費について
		予備費充用について
		予備費充用の発案（議案として）について
		体育館建設削除案の問題点（議会で否決された案件を建設の変更業務委託として予備費より支出したことへの問題追及）
結城市長 ○○○○	8月 22 日	小学校建設実施設計変更について
		予備費充用について
		設計変更について
		予備費使用について
		予備費の支出について
前副議長 ○○○○	9月 24 日	設計変更及び予備費の支出について

## 6 記録、資料の提出

### （1）地方自治法第100条第1項で提出を求めた記録

- ・文科省からの新設校建設に係る補助金申請書類要綱
- ・市長が議員を訪問した時に持っていた、書類と図面

- ・契約関係書類一式
- ・契約までの会議等の議事録と備忘録
- ・予備費使用の会議等の議事録

(2) 地方自治法第100条第10項で提出を求めた記録  
なし

(3) 参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料  
なし

(4) 執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料  
なし

7 委員の派遣  
なし

8 調査の内容と結果  
(1) 調査事項の現状

①結城南中学校区新設小学校実施設計変更業務委託までの流れ

- ・尋問（土田委員長）

結城南中学校区新設小学校建設実施設計変更業務委託に際し、契約先である株式会社桂設計と結城市の契約までの流れについてを伺います。設計変更の立案を知ったのはいつ頃ですか。

- ・○○○○証人

設計変更の立案についてでございますが、初めてその設計変更が話題になりましたのは3月10日のことでございます。こちら市長を交えた協議が行われまして、3月議会の最終日におきまして、予算のほうが新設校に関する工事監理委託と工事費について、これが修正となった形で審議が行われる可能性があるというような情報があるというふうにお聞きをいたしました。それを踏まえて、仮に修正となった場合は今後どのような形で対応していくのがよいのかという協議の場がございました。そこで、仮定の話ではございますけれども、仮に予算が修正となった場合は、設計変更も含めて検討する必要があるということが議論されたところでございます。

- ・尋問（土田委員長）どなたから設計変更の立案を伝えられましたか。
- ・○○○○証人

ただいまお答えさせていただきました3月10日の協議の際に、その案の一つとして、設計変更して体育館を削除する案はいかがでしょうかということで、こちらは市

長のほうから提案をいただいてございます。また、併せまして、それ以外に市長のほうでは、何かよい方法があるかというようなお話をいただきましたが、私ども担当ではその後、そのときはですね、予算が仮に令和7年度の予算がなくなつた、修正されたときに、なるべくインパクトが少ないような形で、議会の同意をお願いできるような案というのは当時持ち合わせてはおりませんでしたので、市長の提案の、その体育館の削除をまずは検討していくことが決まったといいますか、そのときの中で検討してみる必要もあるということが始まったところでございます。

・尋問（大里副委員長） 議員からの提案理由も聞かないで、予算が課題であるとか、小学校のこれから児童数の推移とか、どういったことが問題になるかということが分からぬまま体育館だけ削除するということを話していたということでよろしいんでしょうか。

・○○○○証人

私どもも含めて、担当課も含めてですけれども、これまで新設校の建設を進めさせていただくに当たりまして、やはり一番大きな市議会の懸案というんですか、御心配事は事業費が過大であるというような御指摘ではないだろうかというふうに考えてございました。また、3月10日の時点では当然仮定の話ですけれども、やはりそういった事業費が過大である点を御心配されて予算が修正されるんではないかという推測の下で、事業のほうを、変更のほうを検討させていただいていたというところでございます。初めて設計変更が話題になったのは、3月10日のことです。市長を交えた協議が行われまして、3月議会最終日に予算のほうが工事管理委託と工事費について、これが修正される可能性があるとの情報がある。それを踏まえて、仮に予算修正となつた場合は、設計変更も含めて検討する必要があると議論されたところです。

・尋問（大里副委員長）、新設校の予算のほうが今回予算修正された。その後に、継続していくとはっきりと決まったのはいつのことでしょうか。

・○○○○証人

3月14日に予算が修正されまして、その後何回か今後の方針について、やはり協議を持たせていただいております。その中で、最終的に今後の方向性が決まったのは、4月10日に会議を持たせていただきまして、そのときに市長のほうから、今後の方向性を判断いただくような御指示をいただきましたので、そこがタイミングかなというふうに考えてございます。

・尋問（大里副委員長）

桂設計との話になるんですけども、この連絡というのはいつ誰が最初に取られたのか。3月10日の時点で、そういうふうに体育館を削除するということがある程度方針的には決まっていたという中で、いつ最初に連絡を誰が取られたのかお願いします。

・○○○○証人

3月10日の時点で新設校の建設推進係の担当者から、桂設計の担当者の方に、そういう話題が出ているんですけども可能なんでしょうかというような、ちょ

っと含みのある問合せはさせていただいております。しかしながら、正式にそういった調査というんですか、御意見をいただきたいというふうに連絡したのは3月14日の予算修正の後になります。

・尋問（土田委員長）

実施設計の変更が行われる場合には、当初予算が計上されていないことからも、財政課に事前に何らかの相談があったのではないかというふうに推察いたしますが、執行部内に、変更内容や予算の計上について、どのような会議もしくは打合せが持たれたのでしょうか、証言をお願いいたします。

・○○○○証人

3月から4月にかけまして複数回打合せが持たれまして、私も出席をしているものでございます。内容につきましては、新設校の建設事業に関しまして、主に事業費の削減のため体育館を削除する、また、そのために実施設計の変更の業務委託を行う、そういう内容であったかと記憶しております。

・尋問（土田委員長）

実施設計の変更の指示は誰から受けましたか。立案の発出者は誰で、変更の決定を下したのは誰だったのかを証言願います。

・○○○○証人

変更設計の発案者は市長になっております。実施設計の最終決定者は副市長になります。

・尋問（土田委員長）

初めに、市長から指示もしくは相談を受けたのはいつ頃でしたか。また、その際に同席していたのはどなたでしたか。

・○○○○証人

初めに相談を受けたのは、25年3月10日と記憶しております。そのときいたのは、市長、副市長、教育長、総務部長、企画財務部長、それから私、教育部長、学校教育課長だったと記憶しております。

・尋問（土田委員長）

○○部長をはじめ、ただいま申し上げられた同席した方たちの反応をお聞きます。市長の指示を受け、まず、○○部長はどのような対応を取られましたか。

・○○○○証人

設計変更のために、まず、業者のほうに見積りを依頼しました。どの程度で設計変更ができるのかを確認しました。それから、まず、当時設計の途中でございましたので、その範囲の中でできるかどうかの確認をいたしました。期間及び金額についてです。

・尋問（土田委員長）

体育館を削除した経緯について伺います。体育館の削除の方針決定は、どのように行われたのかを伺います。調整会議などはあったのか、誰からの発案だったのかについてですけれども、先ほど発出者は市長ということでしたが、方針決定の経緯と発案者の2つを併せてお答え願います。

- ・〇〇〇〇証人

まず、発案者は、先ほど申し上げたとおり市長でございます。方針の決定については、3月10日にまず相談を受けました。それから3月24日には、大体体育館を削除するとどのくらいの金額かというのが業者から上がってきましたので、その旨を話し、最終には、4月10日にはもう既に決定をした次第でございます。

- ・尋問（土田委員長）

実施変更業務委託について、幾人かに証人から実施設計変更の立案は市長の指示であったとの証言がありましたが、相違ありませんか？

- ・〇〇〇〇証人

はい、その通りです。

## ②予備費充用について

- ・尋問（大里副委員長）

予算執行決議書、起案書のほうが、4月14日に学校教育課のほうから財政課のほうに上がっているんですかね。この中に、学校教育課の中で予備費充用予定ということが書かれているんですけど、財源というのは、もともと予備費を使用しろという指示があったということでおよろしいんでしょうか。

- ・〇〇〇〇証人

予備費の使用についてでございますけれども、4月10日の会議において今後の方針が決定いたしまして、その中で10年4月の開校を引き続き目指すことや体育館を削除した形で、市議会や市民の皆様に御説明を進めていくというような内容が決定しております。併せて、その設計変更に必要な予算につきましては予備費でいきましょうということで、4月10日に方針が決定してございます。そして日付的には、4月11日の日付で予備費の執行に関する起案のほうをさせていただいております。工事につきましては、並行して4月14日に起案のほうをさせていただいているところでございます。

- ・尋問（大里副委員長）

今回の実施設計変更業務委託の予算が671万円で、前に6月の議会の最終日前のときに、課長と部長の説明が予備費の使用についてあった。そのときに話されていたのが、補正予算に出すには時間的な余裕がなかったというふうに言っていたんですけども、これは時間的な余裕というものはなかったんでしょうか。

- ・〇〇〇〇証人

時間的な余裕についてでございますけれども、当初の検討の中では、6月の議会に補正予算をお願いする案も検討してございました。6月の補正予算に提案させていただくためには、5月中にはいろいろと設計内容等についても決定しなければいけない。そ

しますと、最速で手続を進めるに当たりましては、補正予算等で設計変更を行うとなるとどうしても間に合わなくなってしまうので、できるだけ早くというようなことで、いろいろと決定させていただいた経緯がございます。

・尋問（土田委員長）

3月12日、24日、4月10日、いずれも市長が出席していたということで、会議上での市長の関与についてお伺いをいたします。執行部は市長からどのような指示を受けていましたか。

・〇〇〇〇証人

市長からの明確な指示といいますと、ちょっと12日と24日は何とも言えないところはあります。ただ、会議の内容としましては、12日におきまして、体育館を削除するというお話がありまして、それに基づいて、以前に議会の皆様にお示しした財政のシミュレーションですね、健全化比率、起債残高等を示したもの、それを体育館を削除して結城南中学校の体育館の空調設備等の改修を入れたもの、それに置き換えた場合どうなるかというお話があったかと思います。それに基づいて作成し説明を行ったのが24日の打合せであったかと記憶しております。4月10日の打合せにおきましては、この際は、市長から新設校の建設事業に関しましては、体育館削除を行った上で6月の議会に予算計上をしたいという御意向がありました。その上で、設計変更が必要となるため実施設計の変更業務委託、こちらを発注する必要があること、またその場合、当初予算には措置はありませんので、予算措置をどうするかという検討を行う中で、予備費執行によるという判断をいただいたものと記憶しております。

・尋問（土田委員長）

予備費による執行の判断ということで、ではその際、〇〇〇〇証人はどのような御意見を述べられましたか。覚えておられる範囲で結構です。

・〇〇〇〇証人

4月10日の打合せにおきましては、その予算措置をどうするかというお話の中で、私からは、まず補正予算を計上して議会に上程する、また補正予算の専決処分を行う、また予備費を使用する、そういう3つの手法を提示させていただいたかと思います。

・尋問（土田委員長）

3つの手法を提示させていただいたということで、予備費に決定したということは、誰の判断でそのようにしたのか。

・〇〇〇〇証人

予備費を使用するというのは、最終的には市長の御判断をそのときにはいただいているります。

・尋問（大里副委員長）

地方自治法第217条に予備費のほうが明記化されておりまして、第2項のほうに、議会の否決した費途には使ってはいけません、ということが書かれております。こういった法律のことは認識ありましたか。

・○○○○証人

予備費の使用の判断の時点で、直接的に地方自治法第217条の条文そのものは参照してはおりませんでしたが、ただ、その話の中で議会に、今回でいうと予算の修正により削除されたものに充てられないというお話をさせていただいたかと思います。この場合ですけれど、そこで充てられないものというものの解釈でございますが、今回で言いますと、新設校建設工事の監理委託料、それから新設校の建設工事、実際当初予算で修正されたその2つのものという認識で、今回予備費の使用を行っているものでございます。

・尋問（平陽子委員）

入札日の経過までは、前回の○○さんのときでもよく分かりましたし、市長の関与の経過についても、お二人、学校教育課長と財政課長のお話を聞いても市長の関与がかかわりこれに関わっている、大きいというふうに判断していいのかなと思うんですけど、その辺を事実としてお答えいただければと思います。

・○○○○証人

市長の関与ということでございますが、まず体育館の削除という設計変更についてということがあると思うんですけれど、正直こちらに関しましては、私も含めて財政課としましては、体育館削除の意思決定には加わっておりませんので、ちょっと何とも言えないところがあります。実際、私が最初に出た3月12日の打合せでは、体育館を削除了場合ということで、財政シミュレーションをやり直すというお話であったかと思います。続きまして、予備費の使用に関してですが、こちらにつきましては、実際その場で予備費を使用するということに關しましては、市長の御判断はいただいております。また、その後の予備費執行の起案につきましても、金額的なものから、こちらも市長の御決裁はいただいているものではございます。

・尋問（平塚明委員）

今回のこの結城南中学校区新設小学校建設実施設計変更業務委託に対しての予備費の充用ということについては、どういうふうな、部長としては解釈をされますか。

・○○○○証人

今回の予備費の充用につきましては、3月10日に市長のほうから、体育館部分を削除して、それで事業費を下げる方式で考えられないかというようなお話がまずありますて、そのときには設計変更が必要になるということで、補正、それから専決、予備費、それぞれの対応が考えられるというような協議をした記憶がございます。最終的に4月10日ですね、それから1か月ほどたっての話ですけれども、市長のほうに今後の、その後ですね、方向性について確認をしましたところ、10年4月の開校の先延ばしはしないと、その方針は変えないというようなお話がございました。その中で10年4月の開校に合わせた工事となると、どうしても6月補正に上程をしなければ間に合

わないというようなお話がありまして、それに当たっては設計変更に係る費用というのは、補正予算ではちょっと間に合わないというようなところで予備費というような形で、私としてもそれは特に、反対するというような、そういう立場ではございませんでしたので、それは認めたというか、それに承認というか、それはその方向で考えるというような形で私のほうは思っておりました。

・尋問（平塚明委員）

市長から強い指示があったということでよろしいんですか、その予備費を充用することについて。

・○○○○証人

市長からの強い指示というところまではいかないと思いますけれども、6月補正で事業費を計上するに当たっての設計変更については、どうしても予備費で対応しな

いと間に合わないというようなところで、やむを得ないというふうな認識をしたところです。

・尋問（平塚明委員）

予備費の充用については、先ほど部長も認識をされたように、緊急やむを得ない支出とか、あるいは予算に計上しない項目とかということに限られるわけですけれども、その中で今回予備費を充用するというようなことで、今、部長もやむを得ないというようなことをお話ししましたが、やむを得ないというのは自分の判断の中でやむを得ない、あるいはそういう指示があったからやむを得ないというふうに感じたのか、その辺のところは部長としての判断なのか、それともそういう指示があったからやむを得ないというふうに思ったのか、自分自身ではこういうものに予備費を充用しても、充用はしないほうがいいんだというようなことで思ったのか、その辺のところのことをちょっとお話しいただければというふうに思います。

・○○○○証人

予備費の充用に当たってですけれども、ある程度市長のほうからの指示が、指示というかその方向性でいくというようなこともありますので、私自身としても、そうせざるを得ないのではないかというようなところでの認識です。

・尋問（大里副委員長）

4月10日の会議について お伺いしていきたいと思うんですけども、ここで最終決定がされていると思われます。議事録を見ると、市長が第一声で、先延ばしをする考えはないんだということがあって、異論を唱える人がいなかつたと思います、先ほどの答弁で言われたとおり。そして、設計費のことで、6月議会に予算を計上し、その後すぐ公告等のために新たな設計をする必要があり、前回の説明のとおり約700万円の設計費が必要だが、予備費からの支出でよいか、仮に6月補正がうまくいかなかつた場合は無駄になるかどうかという発言があるんですけども、これは誰の発言ですか。

・○○○○証人

これは、私の発言だというふうに記憶してございます。

・尋問（大里副委員長）

部長の発言のほかに、そういった無駄になってしまうとか、意見はなかったのでしょうか。

・〇〇〇〇証人

代表して私が述べたというふうに私は考えております。

・尋問（大里副委員長）

部長の質問の後に、市長のほうが予備費でよいという発言をされております。予備費でよいと答えたのは、考える間もなく予備費でいいということを言ったんでしょうか。それとも何かしら皆さんに相談をして決めたんでしょうか。

・〇〇〇〇証人

この議事録にも書いてありますとおり、その場で予備費でよいというふうなことは、特に、この会議での相談はなかったというふうに考えております。

・尋問（土田委員長）

最初に、実施計画の変更を立案した際の予備費充用の経緯について伺います。いつ頃、誰からの発案で予備費充用が決まったのかを証言願います。

・〇〇〇〇証人

予備費充用の発案に関しまして、いつ頃かという御質問でございます。こちらですけれども、3月の10日前後になるかと記憶してございます。こちら、当初予算の議決前ではございますが、当初予算のほうに上程しておりました予算に関しまして、その議案が議決をいただけるか、いただけないか、ちょっとそういうふうなお話があったものですから、10日ぐらいから予算の減額につきまして打合せをした記憶がございます。實際には4月10日になります。10日になりまして、市長、副市長、教育長、教育委員会部局、総務部局、財政部局が協議をいたしまして、協議を進める中で、予備費の充用に関しまして議論をした経緯がございます。基本的には、関係者が集まりまして予備費の充用に関しましては、予算に関する規則に基づきまして、予備費の決裁権限というのは、300万円以上に関しては市長決裁になりますので、その旨打合せをして決定した経緯がございます。誰の発案かということに関しましても、関係者が集まつた上の協議にはなりますが、今お話をさせていただきました決裁権限に基づきまして、市長のほうからのお話があったということになってございます。

・尋問（土田委員長）

発案が示された後に、執行部から予備費充用に対して、問題提起や意見などは出なかつたのでしょうか。

・〇〇〇〇証人

歳出予算の執行に当たりましては、基本的には当初予算に計上されたものから歳出の予算を執行するというのが原則でございます。もし、その当初予算の中に予算がない場

合には、通常であれば、まず補正予算を上程しまして議会にお諮りをするのが第一義と考えてございます。補正予算が難しい場合には、専決処分を行うか、それも難しい場合には予算の流用、そしてそれも難しい場合には予備費の充用という形で予算措置をするのが通常でございます。そういう形で進めております。

・尋問（土田委員長）問題提起といいますか、意見といいますか、どなたからも補正予算、それから専決、予備費ということで項目を提案されたんでしょうけれども、そういう中で、ほかにその場におられた方の中からは、そういう意見はどういうものが出たかというのをお聞きしたいんですけれど。

・○○○○証人

実は、予備費の充用について、内部で意思決定できましたのは4月10日になります。実は私その会議ですね、出張しております直接出ていないんですけれども、その後、会議録であるとか決裁が回ってきますので、その範囲で承知している部分でございます。ただ、あくまでも本来であれば補正予算でいきたいというところだったんですけども、今回に関しましては、まず、新設校の開設するのに目標が令和10年の4月であったということ、それから議会からの御指摘を受けまして、事業費をできるだけ縮減をしたいという形で当時動いておりましたので、事業費を縮減する上では実施設計の変更がどうしても必要で、その変更するための期間を設けるために、できるだけ早く予算措置をさせていただきたいという経緯がございましたので、予備費での執行という形を取らせていただきました。

・尋問（土田委員長）

再度確認をさせていただきますけれども、予備費の充用ということの発案といいますか、これを決定したのは市長ということでおろしいわけですか。

・○○○○証人

予算に関する規則にもございます形で、300万円以上の予備費の充用になりますので、市長のほうの判断ということで大丈夫だと思います。

・尋問（土田委員長）

今回の100条委員会の調査・検証の基になるものもあるんですが、予備費充用執行するに際し、関係法律に抵触しないかの確認は取ったのでしょうか。

・○○○○証人

私どもが業務を進める上で、例えば難しい案件であるとかの場合に、通常はまず、地方自治法にのっとって業務を遂行してございます。そういう意味では、まず第一に、私どもといたしましては、専門書等の参考文献にまず当たります。通常であれば、株式会社学陽書房がしております逐条地方自治法というものが一番頼りになるというか、参考にしている文献になります。その文献に当たります。それから実際、QAであるとか質疑事項とかがございますのが株式会社ぎょうせいがしております地方財務実務提要というものがございます。通常はこの2本、もしくはそれに加えまして、行政実例であるとか判例であるとか、そういうものを参考にして事務を進めております。

・尋問（土田委員長）

地方自治法の第217条第2項では、予備費は議会の否決した費途に充てることができないというふうに明記されております。今回の予備費充用につきまして、議会で否決された案件ではないというふうな認識をお持ちだったのか、それともこの地方自治法第217条第2項を知らなかつたのか、または抵触しないと判断したのか、その辺の理由をお聞かせいただきたいと思います。

・○○○○証人

地方自治法の217条に予備費の規定がございます。こちらは財政のほうをお任せいただいておりますので十分承知をしております。確認してございます。そういった中で、今回、議会の否決した費途に関しましては、例えば逐条解説、先ほどの逐条地方自治法によりますと、議会の否決した費途は、議会修正により予算原案から削除された経費に充てることはできないという形で規定をされているかと思います。今回に関しましては、新設校に関する工事費と工事に伴う監理委託、こちらの2本の委託料と工事費のほうが今回減額修正されたというふうな予算科目になる、経費になると認識してございます。ですので、私といたしましては、今回は、あくまでも新設校の建設に伴う工事費と、その工事に伴う監理経費に関しましては、減額修正された経費であると考えまして、今回、予備費を充用させていただいたものは、建設に関わります実施設計の変更契約、変更委託の委託料に関しまして予備費を充用させていただいたものになりますので、今回の否決された費途とはまた別物であるというふうに考えてございます。

・尋問（平塚明委員）

今回のこの予備費の充用について、先ほどいろいろ217条2項について、検討されたという話でお聞きしましたけれども、何かその話の中でも、弁護士さんは裁判をやってみなくちゃ分からんのだという話と、県のほうにも聞いたということで、相当予備費の充用については検討されてきたというふうに思うんですけども、私が感じるのは、なるだけ表に知られなくて、この予算を進めたいということにしたのかなというふうに思うことと、誰が予備費でいこうというふうに決めたのか。最終的には、決裁された方だと思うんですけども、部長がそういうふうに誰に言われたのか、予備費でいくと。

・○○○○証人

今御質問がありました、表に知られたくないというふうなことではありませんで、あくまでも限られた時間の中で予算措置を早急にさせていただきたいという形で、予備費を充用させていただいたというふうな経緯でございます。それから、予備費の決裁に関しては、市長以下で協議の場を設けまして、いろんな議論が出ます、ただやはり最終的に結果としては、予備費の充用の起案をさせていただきます。起案をする中で、300万円以上の予備費の充用に関しては市長決裁になりますので、そこは市長の決裁を最後にいただいて確定をするという形でございます。

・尋問（平塚明委員）

そうすると、執行部も、市長部局の人も、予備費の充用については一枚絡んだということでいいんですか。そのほうが知られたくない、そういうことはないということですけれども、その間何回か議会で集まる、あったわけですよ。そういう説明は全然なかつたわけですよ。なぜだったんですか、その説明が全然なかつたということは。例えば3月13日に議運があった、あるいは14日が議会の最終日、その後勉強もあった。6月に説明したと言うんですけども、あれは議会から言われたから説明したんでしょう。それまでは、そちらから自発的にこういうことがありますという説明はなかつたんですけども、それはなぜだったんですか。

・○○○○証人

予備費の執行に関しましては、実は市長の権限で行うことができるという形で、こちらの執行部のほうにお任せをいただいているという経緯がまずございます。そういう中で、これまで実は予備費の充用に関しましては、議会のほうに御説明をさせていただくということも実はこれまでなかつたというのも実情としてございます。ただ、今回のように新設校の建設事業で大変大きな事業になりますので、もう少し執行部としても丁寧に対応していきたいというふうに感じましたし、今後ともそういう形で、極力議会のほうにも報告、相談をしながら進めていきたいというふうな思いでおります。

・尋問（土田委員長）

最初に、実施計画の変更を立案した際の予備費充用の経緯について伺います。いつ頃、誰からの発案で予備費充用することが決まったのかを証言願います。

・○○○○証人

予備費充用の経緯でございますが、これにつきましては、まず、3月10日に○○市長から、この後提出しております予算案につきまして、認められなかつた場合の対応ということで相談がございまして会議を持ちました。そのときのメンバーは○○市長と私と教育長、総務部長、企画財務部長、教育部長、そして、学校教育課長と財政課長であったと記憶しておりますが、そのときに事業費を圧縮するために体育館を削除することは可能だろうかということで市長からもお話がありまして、全員でそのメンバーで協議をいたしました。その体育館の、ちょっと予備費まですぐ行かなくて申し訳ありませんけれども、体育館の削除につきましては、その場で市長から初めてあったということではなくて、前年度から事業費を圧縮することは課題でしたので、議会からもそのお話がありましたので、例えば、通路廊下を削除することで圧縮した経緯がありましたけれども、そういうときにも様々な可能性案があるという中で、体育館を造らないということも多く選択肢の中にはあったと思っております。それで3月10日にその話が出ました。そこで、体育館削除でいいというお話まですると長くなってしまいますが、予備費につきまして話しますと、予備費の最終決定は今申し上げた3月10日ではなくて、4月10日でございます。このときのメンバーは市長、私、教育長、総務部長、教育部長、それで学校教育課長、財政課長、学校教育課長補佐と財政課の課長補佐であったというふうに記憶しておりますが、そこで予備費についてということで決めました。その経緯は長くなりますが、前にも申し上げました3月10日の時点で、最終的な結論からいきますと、4月10日の時点で学校建設費と建設監理委託料が

削除されまして、その修正案が可決されたということでございましたので、その主な理由は、8つのポイントと3月19日の時点では4つありましたけれども、主な理由は財政的な理由であると思いましたので、これに対応していかなければいけないと私ども考えまして、この事業費が大き過ぎるんだということが議会の意思であると受け止めまして、そのために急いで圧縮しなければいけないというふうに考えました。緊急に事業費を圧縮して、一刻も早く議員の皆様にそれをお示しして、そして、できれば6月の議会で再度お諮りして御理解いただき、そして、令和10年の4月の開校に間に合わせたいということで話をしました。そのためには、市長の権限で執行が可能な予備費の活用が緊急やむを得ないということでございまして、そういうことで予備費の決定をいたしました。

・尋問（土田委員長）

これまでの証言者から、予備費充用を決断したのは市長であったとの証言を得ておりますが、相違ありませんか？

・○○○○証人

様々な案が3つほどでしたかね、案が提示された結果、予備費充当ということで最終判断は私がいたしました。

・尋問（土田委員長）

予備費充用することに対して問題提起や意見などは出ましたでしょうか？

・○○○○証人

予備費充当については問題ないという判断を私が下すに当たっては、それが特別問題にはならないということを執行部のほうでいただいたので、問題なければそれで予備費でいきましょうという決断を私がしたということでございます。

・尋問（土田委員長）

予備費充用を執行する際に、関係する法律に抵触するかの確認を取られたのでしょうか。

・○○○○証人

執行部のほうで、関係部署はもちろんある意味専門家ですから、その方たちから提案というか、理由を聞いて、問題ないでしょうということを報告を受けて、それならば予備費を使いましょうということで私が決定をしたということでございます。

・尋問（土田委員長）

地方自治法217条2項では、予備費は議会の否決した費途に充てることができないと明記されています。地方自治法217条2項に抵触しない判断された根拠について証言をお願いいたします。

・○○○○証人

それは法的な解釈の問題になるかと思いますけれども、その第2項の規定によれば、直接、その否決した直接の費用に充てるわけではないという解釈の下、これは予備費充

当で設計変更に充当できるだろうという結論に達して、今回の決定に至ったということですございます。

・尋問（大里副委員長）

どうして補正予算という選択肢がなかったのか。

・○○○○証人

令和10年4月開校を大きな目標としておりました。そのためには一刻も早く、議員さんたちの納得のいく金額で設計変更を出して、できれば6月の議会に、第2回定例会に提出できないかということでその準備をスタートしたために、4月に入ってすぐにそういった内部協議をして、予備費を使って委託をしようということになったということですございます。

・尋問（大里副委員長）

4月10日の会議の中に、「約700万の設計費が必要だが予備費からの支出でよいか。仮に、6月補正がうまくいかなかった場合は無駄になるがどうか。」といふ発言があり、この後市長のほうで予備費でよいということが提言されていますが、予備費を使うことに対して懸念はありませんでしたか。

・○○○○証人

予備費支出に関しては一刻も早く、何度も言うようですが、議員さんたちに新たな計画をきちんと、ある程度裏付けをするために必要だらうということで、予備費を支出せざるを得ないということで、もちろん予備費を支出しないに越したことはありませんけれども、これは今まで投じてきたお金を考えれば、十分議員さんたちの理解を得るために費用ですので、決して無駄になることはないという判断でございます。

・尋問（大里副委員長）

予備費充用に関して、議員に対して説明があつてもよかったですと感じるが、会議では話に上がらなかつたのか？

・○○○○証人

今まで予備費支出を事前に議員さんたちに説明したことはないということをお聞きいたしました。その結果、今回、予備費支出についても議会のほうにお示しをしなかつたということでございます。

・尋問（鈴木良雄委員）

設計会社への設計変更業務委託料671万円を予備費の支出で対処しようと決定したことですが、この種の671万円の捻出を予備費で支出しても何ら問題ないと判断した根拠について答えてください。

・○○○○証人

3月の議会の修正を受けて学校建設費を何とか賛同いただくために、これは設計変更をしなければいけないということで、予備費の支出ができるということの報告もいただ

きましたので、一番早く設計変更の委託というか、成果が出てくるのが4月早々だということでございまして、予備費の支出を決定したところでございます。

・尋問（鈴木良雄委員）

一般的に予備費の制度目的は想定外の支出や予算超過に備えて計上される費用のこととで、主なる使い道は災害や景気変動、そのほかの予見できない事態による予算不足などであることを認識しておりますか、答えてください。

・○○○○証人

通常予想されるのは災害時の対応の予備費支出だろうというふうに私も思います。ただ、私としては3月の定例会で学校建設費の修正を受けて、その御意見を尊重しながら、じゃあ、どうやったら学校建設の賛同を得られるかということで考えた結果、これを設計変更によって建築費の圧縮を図ろうという結論に達して、それぐらい予備費を使ってもやむを得ない重要な案件だという認識で捉えておりました。

・尋問（鈴木良雄委員）

予備費に該当する項目の中に予見できない支出への対応なのか、それとも予算超過への対応なのかという大きな枠がありますが、このどこの項目に該当するのかと聞いております。

・○○○○証人

予見できなかつた項目か予算超過という2つですね。それは予見できなかつたといえば予見できなかつたほうだと思います。

・尋問（鈴木良雄委員）

予見できないというのは、○○市長から見てどこが予見できなかつたんですか、答えてください。

・○○○○証人

それは3月定例会の建築費の削減による修正案が予見できなかつたといえば予見できなかつた。当然、予見できていればもっと事前に案を考え直していくから、そういうことです。

## （2）調査事項の問題点と委員会の判断

### ①予備費充用の緊急性

○各証人による証言

・○○○○証人

予備費につきましては、通常、災害の復旧等、緊急を要する場合のために、本当に予備として持っておく費用、予算であるということは承知しております。今回につきましては、市の重要案件でございます新設校の推進に関しまして、3月の予算の修正等もございましたが、できるだけ早く市議会や市民の皆様に御理解いただける事業案を御提示をさせていただきたく、早ければ6月議会での補正予算の計上も想定しております。

たので、そういう意味で時間の余裕がなく、緊急的に予備費を使用させていただいたところでございます。

・○○○○証人

当初、令和9年4月の開校でございましたが、これが残念ながら令和10年4月ということで1年遅らせましたが、これに向けまして、これまでずっと長きにわたって議論をしてきました結城市の課題ですので、市民の皆様にもこれ以上待たせないように、この令和10年の4月にしっかりと開校したいということで進めてまいりましたので、予備費の活用につきましても、緊急やむを得ない、ほかに方法がございませんでしたのでそこで止めるという考え方はございませんでした。

・○○○○証人

災害時に対応するというのは ごく一般的な予備費の支出だろうというふうに私も思います。ただ、私は今回の学校建設を遡って振り返ってみると、それだけの重要な課題だというふうに私は認識しております。過去に何度も私も言ったことがあるかもしれませんけれども、令和3年、4年、5年、6年とずっと計画を進めてまいりました。皆様方の御賛同を得て予算も支出してまいりました。1億7,800万円余りを既に支出済みです。これはじやあどうするんだと。それは私は絶対無駄にはしたくないし、この計画は前に進めるしかないと。子供たちのためにには先送りできない。これはここで一旦立ち止まって、2年、3年、4年とまた立てば、今の学校の老朽化が激しい学校修繕費はますますかさんでまいります。そしてその間、子供たちの教育環境は好ましい状況とは決して言えないと。ですから、喫緊の課題だということで予備費を支出させていただきました。これが決して間違っていると私は思いません。

・○○○○証人

学校建設費の修正を受けて、削減するという修正を受けて、その議会の意向を尊重しながら、なおかつ学校建設に取り組むためにはどうしたらよいかということで、ある意味、当初予算には当然組めなかつたわけですから、設計変更までは。その議決を受けて、これは設計変更をしなくてはならないという緊急性があったということで御理解をお願いしたいと思います。

### ○証言内容から委員会としての判断

地方自治法第217条第1項に明記される「予算外の支出」とは、金額が僅少である場合や緊急の場合などがある。○○○○証人の証言にあるように、「通常、災害の復旧等、緊急を要する場合のため」に計上しておく予算である。

各証人は「緊急性の主張」をしているが、現在、学校施設がないわけではなく、どの学校でもしっかりと教育が受けることができる環境にあり、緊急性を感じることができない。本件は、予備費の執行が予見し難い緊急性のある支出とは言いがたく、財政規律を守っていく上で問題が生じる。

### ②結城南中学校区新設小学校令和10年4月開校にこだわる理由

#### ○各証人による証言

・〇〇〇〇証人

結城市におきましては、全市的に児童生徒の数が減少しているのは事実でございます。特に、この新設校の対象となります南の5つの小学校につきましては、子供たちの数が減っている率がほかの学校に比べて深刻な状況であるというふうに認識しております。そのような中で、できるだけ早く新しい教育環境を提供してあげたいという趣旨で事業を進めておりますが、適正配置の検討が始まっていますから既に4年の歳月、月日がかかっております。仮に、このまま建設を進めさせていただくとなつても、あと3年の事業期間が必要となりまして、トータルで7年ぐらいの期間が必要となります。できるだけ早く教育環境を提供してあげたいという希望から7年既にたつてようやく実現できるところでございます。この時点において、また1年、2年先に伸びるということになれば、それが当初のスタートからは8年、9年というふうに長くなりますので、やはり、そういう意味ではできるだけ早くというのは、私ども担当としても実現したいというふうに考えてございましたので、10年4月というのは、ひとつ目標として日付を設定させていただいているところでございます。

・〇〇〇〇証人

私の信念は学校の建設です。このまま5つの小学校の子どもたちの教育環境を放っておくわけにはいかないと。まして、山川小学校に統合するなどというのは現実離れした提案だというふうに考えておりましたし、いずれにしても、子供たちの学校教育の理想的な環境を求めるに、何が何でもお約束をした令和10年の4月開校に向けて全力を尽くすというのが私の使命でもあります。そうすると、学校づくりのコンセプトである、地域に開かれた学校であり、誰一人取り残さない教育環境を作るということになりますと校舎の設計変更まではとてもやりきれません。また、それをやると一からの設計の見直しになりますし、今までかけてきた設計費用も無駄になりますし、そういうことを総合的に判断して、断腸の思いで小学校の体育館も本来であれば地域に開放する予定でしたけれども、既存の南中体育館を改修しながら小中で一緒に使おうという苦渋の選択をしたということでございます。

### ○証言内容から委員会としての判断

証言にあるように小学校適正配置の検討が始まっています。ただ、検討が始まった時と比べて、児童数の推移・建設事業費など社会情勢が大きく変化している。そのような中で、令和7年当初予算が修正されたにもかかわらず、「令和10年4月開校を目指す」ということが、今回の予備費充用に大きくかかわっていると考えられる。

### ③補正予算を計上しなかった理由

#### ○各証人による証言

・〇〇〇〇証人

当初の検討の中では、6月の議会に補正予算をお願いする案も検討してございました。6月の補正予算に提案させていただくためには、5月中にはいろいろと設計内容等についても決定しなければいけない。そうしますと、最速で手続を進めるに当たりましては、補正予算等で設計変更を行うとなるとどうしても間に合わなくなってしまうの

で、できるだけ早くというようなことで、いろいろと決定させていただいた経緯がございます。

・○○○○証人

設計については補正予算というふうな話も一部出ましたが、もともと 6月の議会に提出予定だったために、補正をしてそれからでは間に合わないだろうというふうなことで、すぐに使えるというか、予備費というふうな選択になった次第でございます。

・○○○○証人

財政課の立場としましては、やはり補正予算というのがどういった場合でも最優先にはなります。ただ、今回のケースにおきましては、あくまで執行するに当たりまして、時間的な猶予がないということでしたので、緊急やむを得ないものとして予備費の使用に至ったものかと考えております。

・○○○○証人

基本的には補正予算が第一義であると考えております。今回に関しましては、補正予算第一義ですので、例えば臨時議会をお願いして、そこで御審議をいただくという方法が一番だったかと思います。ただ今回、どうしても、当初は6月補正に、工事費と監理費のほうを6月の補正予算に計上させていただきたいという考え方で事務を進めておりましたので、そのためにどうしても設計をする時間というのが限られてしまいます。ですので、どうしてもすぐに予算付けを行って、それで委託のほうを行って事業費を確定した上で補正予算で御審議をいただくというスケジュール、あとは令和10年4月の開校という目標がございましたので、それに間に合わせるために、どうしても急ぎというか、補正予算をお願いする時間がなかったということで、予備費のほうを充当させていただいたものでございます。

・○○○○証人

急いで6月、至急見直して議会の皆さんにお示しして6月補正で御理解いただいて、10年4月にということで考えておりましたので、そのスケジュールでいきますと、補正予算を、例えば5月の臨時議会5月22日でも間に合わないと。要するにスケジュール感が間に合わないというふうに考えましたので補正予算は考えませんでした。検討は選択肢にはありますけれども、補正予算は考えませんでした。

### ○証言内容から委員会としての判断

○○○○証人・○○○○証人の証言にあるように、「基本的には、補正予算が第一義である。」ただ、6月議会に学校建設費を補正予算に出すために、小学校建設実施設計変更業務委託費については、補正予算では時間的余裕がなかったと証言している。ただ、結果として9月議会に小学校建設費が補正予算で計上されたことを考えれば、令和10年4月開校を前提とした議論しかなかったことが伺える。速やかに臨時会を開き、実施設計業務委託費を補正予算に計上し、慎重な審議がなされていれば、このような問題になることもなかつた。

### ④体育館を削除する計画変更

## ○各証人による証言

### ・〇〇〇〇証人

体育館を削除することについて、教育委員会等へ進言をした経緯があるかという点についてでございますけれども、こちらの内容につきましては、教育委員会や推進委員会に事前に御相談をさせてはいただいておりません。あくまでも事後報告ということで御報告のほうはさせていただきましたが、事前に御意見を伺ってというような形は取ってはございません。

### ・〇〇〇〇証人

体育館削除の件について通知したのをはっきりちょっと覚えていないんですけども、今の方針で、今ままというのは、10年4月開校の方針で実施するというふうな通知をしたのは、4月18日前後だったと記憶しております。

### ・〇〇〇〇証人

予算提出の権限は市長にございますので、教育委員会としては、何とか小学校の建設費を落とすというふうな中で、体育館削除以外にちょっと思いつかなかつたものですから、それをそのままのみました。それから、体育館の共有についてなんですが、こちらは南中学校長の意見は、少なくとも私は聞いておりません。

### ・〇〇〇〇証人

体育館の削除ということも可能性としてあるだろうということは、大分前にそういう選択肢もあるということで頭にはありましたので。ただ、今回の判断につきましては時間がないこともありますし、先ほど申し上げたようなことでありましたし、県の教育委員会にも照会しまして、法的にも国・県とも法的に問題ないということで考えております。

何とか事業費を圧縮してこの小中一貫校を前に進めたいということでありまして、問題ないと申し上げましたが、あったほうがそれは理想なのかと思いますけども、実際、先ほどの広さの問題とか、県内の事例とかで支障がないというふうに判断しております。

## ○証言内容から委員会としての判断

新設校の体育館を削除して南中学校体育館を共用するということは、現実的には可能なのかもしれないが、関係機関との協議が必要であると考えられる。証言には、「教育委員会や推進委員会に相談することがなかった。あくまでも事後報告ということでご報告をさせていただいた。」体育館共用についても、「南中学校長の意見は、少なくとも聞いていない」という証言がある。

県の教育委員会や法的に問題はなくとも、しっかりとした協議というプロセスを踏んで進めるべきである。

## ⑤地方自治法第217条の認識

## ○各証人による証言

### ・〇〇〇〇証人

予備費の使用の判断の時点で、直接的に地方自治法第217条の条文そのものは参照してはおりませんでしたが、ただ、その話の中で議会に、今回でいうと予算の修正により削除されたものに充てられないというお話はさせていただいたかと思います。この場合ですけれど、そこで充てられないものというものの解釈でございますが、今回で言いますと、新設校建設工事の監理委託料、それから新設校の建設工事、実際当初予算で修正されたその2つのものという認識で、今回予備費の使用を行っているものでございます。

・○○○○証人

予備費については、市長の裁量で使えるというふうなことがあったこと、それから大変お恥ずかしい話なんですが、予備費は、議会が否決したものについては使えないという地方自治法上の法令があるんですが、それについては、予備費を決裁してから調べて分かったものでございましたので、その部分はちょっと考慮はしておりませんでした。

・○○○○証人

地方自治法の217条に予備費の規定がございます。こちらは財政のほうをお任せいただいておりますので十分承知をしております。確認してございます。そういった中で、今回、議会の否決した費途に関しましては、例えば逐条解説、先ほどの逐条地方自治法によりますと、議会の否決した費途は、議会修正により予算原案から削除された経費に充てることはできないという形で規定をされているかと思います。今回に関しましては、新設校に関する工事費と工事に伴う監理委託、こちらの2本の委託料と工事費のほうが今回減額修正されたというふうな予算科目になる、経費になると認識してございます。ですので、私といたしましては、今回は、あくまでも新設校の建設に伴う工事費と、その工事に伴う監理経費に関しましては、減額修正された経費であると考えまして、今回、予備費を充用させていただいたものは、建設に関わります実施設計の変更契約、変更委託の委託料に関しまして予備費を充用させていただいたものになりますので、今回の否決された費途とはまた別物であるというふうに考えてございます。

・○○○○証人

今回部長同士でそういうお話をしたかといえば、していないと思います。ただ、私に関しましては、私は、企画財務部長を務めております。その前は、財政課長も務めております。ですので、業務を進める上では、地方自治法の条文というのは必ず当たりますし、疑義があった場合には、必ずそこに当たって間違いないかという確認をしてございますので、私は、そういう意味で事前に承知していた、確認していたということでございます。

・○○○○証人

通常予想されるのは災害時の対応の予備費支出だろうというふうに私も思います。ただ、私としては3月の定例会で学校建設費の修正を受けて、その御意見を尊重しながら、じゃあ、どうやったら学校建設の賛同を得られるかということで考えた結果、これを設計変更によって建築費の圧縮を図ろうという結論に達して、それぐらい予備費を使ってもやむを得ない重要な案件だという認識で捉えておりました。

## ○証言内容から委員会としての判断

証言により、企画財務部である〇〇〇〇証人と〇〇〇〇証人には、地方自治法第217条への認識があったが、〇〇〇〇証人にはなかったことが伺える。ただ、法律を認識している職員がいながら3月10日から何度も会議が行われたにもかかわらず、一度も地方自治法第217条について触れられていない。

〇〇〇〇証人の証言では、「今回の否決された費途とまた別物であるというふうに考えてございます。」と証言しているが、顧問弁護士の見解では、「実際否決した費途に抵触するのか、地方自治法に抵触するのかしないのかは、裁判をしてみないとわかりません」というお答えはいただきました。」との証言もある。

この様なことを踏まえると、法令への認識が甘く、法令遵守の重要性が庁内で検討されていないことからも、十分に認識されていないことが伺える。

## ⑥議会への姿勢

### ○各証人による証言

#### ・〇〇〇〇証人

担当課も含めてですけれども、これまで新設校の建設を進めさせていただくに当たりまして、やはり一番大きな市議会の懸案というんですか、御心配事は事業費が過大であるというような御指摘ではないだろうかというふうに考えてございました。また、3月10日の時点では当然仮定の話ですけれども、やはりそういった事業費が過大である点を御心配されて予算が修正されるんではないかという推測の下で、事業のほうを、変更のほうを検討させていただいていたというところでございます。

#### ・〇〇〇〇証人

予備費の執行に関しましては、実は市長の権限で行うことができるという形で、こちらの執行部のほうにお任せをいただいているという経緯がまずございます。そういう中で、これまでも実は予備費の充用に関しましては、議会のほうに御説明をさせていただくということも実はこれまでなかったというのも実情としてございます。ただ、今回のように新設校の建設事業で大変大きな事業になりますので、もう少し執行部としても丁寧に対応していきたいというふうに感じましたし、今後ともそういう形で、極力議会のほうにも報告、相談をしながら進めていきたいというふうな思いでおります。

#### ・〇〇〇〇証人

この予備費の充用につきましては、先ほどのちょっと繰り返しになってしまいますが、事業費を圧縮しなければいけないということは、我々は議会の意思だと思っておりました。様々な視点はありますけれども、もっと圧縮しなければいけないという命題が議会からいただいたり思っておりましたので、その議会の意思に沿うように、対応できるように、本当に時間がないけれども、何とか緊急に一刻も早くお示ししなければいけないということで考えておりましたので、予備費の活用については、ある意味、もう本当に緊急やむを得ないと思っておりまして、本当に必要不可欠、削らなければいけないためにこれが必要なんだということで考えておりましたので、議会への説明がそのとき点ではできなかつたのかと思います。

#### ・〇〇〇〇証人

今まで予備費支出を事前に議員さんたちに説明したことはないということはお聞きいたしました。その結果、今回、予備費支出についても議会のほうにお示しをしなかったということでございます。ただ、9月の決算認定の当然議会がございますので、そのときは予備費の支出項目はきちんと説明をされるというふうに理解はしております。

#### ○証言内容から委員会としての判断

証言の中に、「3月10日時点では仮定の話ですけど、事業費が過大である点を御心配されて予算が修正されるのではないかという推測の下で事業のほうを、変更のほうを検討させていただいたところでございます。」「事業費を圧縮しなければならないということは、我々は議会の意思だと思っておりました。」という証言があり、3月14日の提案理由や賛成討論を尊重せず「事業費の問題」と結論づけている。

また、「今まで予備費支出を事前に議員さんたちに説明したことはないということはお聞きいたしました。その結果、今回、予備費支出についても議会のほうにお示しをしなかったということでございます。」との証言がある。今回の件は、学校建設が否決された案件であり、通常の予備費充用との相違を考えれば、指摘をされる前に説明すべきである。

また、「今回のように新設校の建設事業で大変大きな事業になりますので、もう少し執行部としても丁寧に対応していきたいというふうに感じましたし、今後ともそういう形で、極力議会のほうにも報告、相談をしながら進めていきたいというふうな思いでおります。」という証言があるように、今後は議会に対しての説明責任を果たすよう留意すべきである。

### ⑦内部統制

#### ○各証人による証言

- ・○○○○証人

どなたからその立案の提案があったかという件についてでございますが、ただいまお答えさせていただきました3月10日の協議の際に、その案の一つとして、設計変更して体育館を削除する案はいかがでしょうかということで、こちらは市長のほうから提案を いただいてございます。

- ・○○○○証人

市長からの明確な指示といいますと、会議の内容としましては、12日におきまして、体育館を削除するというお話がありまして、それに基づいて、以前に議会の皆様にお示しした財政のシミュレーションですね、健全化比率、起債残高等を示したもの、それを体育館を削除して結城南中学校の体育館の空調設備等の改修を入れたもの、それに置き換えた場合どうなるかというお話があつたかと思います。それに基づいて作成し説明を行ったのが24日の打合せであったかと記憶しております。4月10日の打合せにおきましては、この際は、市長から新設校の建設事業に関しましては、体育館削除を行った上で6月の議会に予算計上をしたいという御意向がありました。その上で、設計変更が必要となるため実施設計の変更業務委託、こちらを発注する必要があること、ま

たその場合、当初予算には措置はありませんので、予算措置をどうするかという検討を行う中で、予備費執行によるという判断をいただいたものと記憶しております。

・〇〇〇〇証人

3月10日に市長のほうから、体育館部分を削除して、それで事業費を下げる方式で考えられないかというようなお話がまずありまして、そのときには設計変更が必要になるということで、補正、それから専決、予備費、それぞれの対応が考えられるというような協議をした記憶がございます。最終的に4月10日にですね、それから1か月ほどたっての話ですけれども、市長のほうに今後の、その後のですね、方向性について確認をしましたところ、10年4月の開校の先延ばしはしないと、その方針は変えないというようなお話をございました。その中で、10年4月の開校に合わせた工事となると、どうしても6月補正に上程をしなければ間に合わないというようなお話がありまして、それに当たっては設計変更に係る費用というのは、補正予算ではちょっと間に合わないというようなところで予備費というような形で、私としてもそれは特に、反対するというような、そういう立場ではございませんでしたので、それは認めたというか、それに承認というか、それはその方向で考えるというような形で私のほうは思っておりました。

・〇〇〇〇証人

予備費の充用に当たってですけれども、ある程度市長のほうからの指示が、指示というかその方向性でいくというようなこともありますので、私自身としても、そうせざるを得ないのではないかというようなところでの認識です。

・〇〇〇〇証人

体育館の削除の指示については市長でございます。実施設計について、副市長が最終決定と申し上げたのは、実施設計変更契約における決裁権者が副市長であったため、そのように答弁をさせていただきました。

・〇〇〇〇証人

結論から申しますと市長ではないと思います。先ほど申し上げました3月10日の時点で市長からそういう相談がありましたときに、どういったことが可能かということで、その時点では、例えば専決処分というものがありますけれども、これはこういった自律的なものではなく多律的な、国の制度が変わったとか、法律が変わったとか、そういうときに対応するものでありますのでこれは該当しないと。補正予算というのもありますけれども、これは、今回は10年4月を目標にしておりましたので、5月の臨時議会や6月では間に合わないということでありまして、あとは予備費というものがありますということで、3月10日の時点でそういった方法としては3つ選択肢がありますということでお話ししまして、それでその後月日が経ちまして、4月10日の時点で予備費でどうだろうかということで、再度、先ほど申し上げたような事情になりましたので、市長の発案ということではなくて我々その協議のメンバーで、当然、これをやるには予備費しかないだろうというふうに考えておりました。市長もそれを了解したということでございますと考えております。

・〇〇〇〇証人

市長が予備費を活用できないかと。3月10日の時点では様々な方策があると説明しました。4月10日、予備費でどうかということで議論して、最終的に予備費でよろしいでしょうかということで、市長も予備費で良いということで了承いただいたと思っております。決裁権者は市長でございますので、その会議の後も4月11日、予備費の活用につきまして起案をしてしまして、市長の決裁が済んだところでございます。この予備費の活用については、先ほど来申し上げる中で他に取りようがない、ほかに手法がないという中で予備費が活用できて問題がないということで判断いたしました。市長が一方的に言ってそれで決まったということではございません。協議の上、市長もそれで了承したということでございます。

#### ○証言内容から委員会としての判断

3月10日時点で体育館を削除するという立案があり、小学校建設実施変更業務委託が始まった。証人尋問したほとんどの証人から立案者は市長からという証言があった。

証言では、「設計変更して体育館を削除する案はいかがでしょうかということで、こちらは市長のほうから提案をいただいてございます。」、「市長からの明確な指示といいますと、会議の内容としましては、12日におきまして、体育館を削除するというお話をありますと、それに基づいて、以前に議会の皆様にお示しした財政のシミュレーションですね、健全化比率、起債残高等を示したもの、それを体育館を削除して結城南中学校の体育館の空調設備等の改修を入れたもの、それに置き換えた場合どうなるかというお話があったかと思います。」、「体育館の削除の指示については市長でございます。」とのことであった。

また、予備費充用についても、市長の指示であることは証言されていて、〇〇〇〇証人からも自らが指示したとの証言がある。ただ、〇〇〇〇証人からは、他の証人と違った証言があり、「協議の上、市長もそれで了承したということでございます。」という証言である。

証人により証言内容が異なっていることは共通認識の欠如であり、内部統制に問題があるように感じられる。内部統制の目的は、業務に関わる法例等の遵守、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、資産の保全の4つとされており、このことについて、しっかり認識すべきである。

#### (3) 調査事項に対する改善意見

地方自治法第217条第1項では、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあっては予備費を計上しないことができる」と規定されている。

本来、予算外や予算を超える支出が生じた場合は、地方自治法第218条に基づき補正予算を議会に提出し、その議決を経るのが原則である。しかし、支出金額が僅少であったり、緊急を要する場合に対応するため、予備費が制度として設けられている（※新基本法コンメンタール地方自治法259頁）。

令和7年3月10日の会議において、新設小学校体育館の削除が検討され、4月11日に予備費の充用が起案された。この経緯を踏まえると、臨時会を開催する時間は充分にあり、臨時会において正式に補正予算案を提出して議決を経る手続きをとるべきであったと考えられる。そのため、予備費による対応には疑義が残る。

また、地方自治法第217条第2項では、「予備費は、議会の否決した費途に充てることができない」と明記されている。これは、議会の予算議決権を尊重するための規定であり、議会が明確に否決した支出目的に対して、予備費を用いることは許されないという趣旨である（※新基本法コンメンタール地方自治法260頁）。

実際、令和7年3月14日の第1回定例会において、「結城南中学校区新設校建設事業」（総額13億2,400万円）に関する予算、継続費、地方債が削除修正された。これは議会が明確に「当該年度において学校建設は実施しない」という意思を示したものであり、予算修正権を行使した結果である。

それにもかかわらず、新設校建設事業を再開し、実施設計変更業務委託（予備費充用）を行ったことは、議会への説明もなく一方的に執行されたものであり、議会の意思に反する対応であったと受け止められても仕方ありません。法解釈に違いはあるにせよ、議会の意思決定が明確に示されていた中で、説明もないまま予備費により予算の執行が行われたことについては、法律や社会の一般的な考え方によらし合わせると正しく道理にかなっていないと思われる。

なお、予算書に計上されていない経費に対して予備費を充用するケースについては、例えば災害によって市道が損壊し、早急な改修が求められるような場合が該当する。こうした場合には、予備費の使用が正当と考えられる。しかし、その場合であっても、現行の歳入歳出予算との整合性や議会に対する説明責任に十分配慮する必要がある（※地方財務2025年8月号149頁）。

今回の件については、もし補正予算を議会に提出していれば、議会での審議を経た上で適切な判断がなされていたはずである。ところが、最初から審議が行われない予備費の充用を前提に対応が進められた印象を否めず、結果、今般の調査の趣旨からして、その疑義が解消されたとは言えない。また、その使用について議会に対する説明がなされなかつた点も非常に残念である。

本委員会の性質からして、今回の件について法的責任を問うものではないが、今後このような疑義が生じないよう、行政内部において次のような改善策に取り組む必要があると考える。

以下、再発防止及び市民の信頼回復に向け、本委員会としての見解と改善提言を示す。

## ① 議会（意思決定機関）への配慮

予備費の使用は、地方公共団体の長が議会の議決を経ずに執行できる権限である一方、現在の制度では、予備費の充用について議会への報告義務が明確に規定されていない。そのため、決算段階にならない限り、議会がその使用内容を把握できないという問題がある。

今回の件のように、議会において否決された事業の一部について、何ら説明なく予備費を用いて再開することは、地方自治法第217条第2項「予備費は議会が否決した費途に

充てることができない」に反する可能性があり、議会の予算修正権を軽んじているものである。

今後は予備費の使用にあたって、議会に対して説明責任を果たすとともに、透明性の高い運用を徹底する必要がある。

## ② 補正予算の適切な運用

令和7年4月10日に予備費充用がされた件については、臨時会を開催し、補正予算を提出することが可能であったと判断される。仮に補正予算が提出されていれば、議会は適切な審議を経て是非を判断できただけでなく、事業の方向性について市民に対しても明確な説明が可能であった。

今後、こうした混乱を防止するためにも、予備費の充用ではなく、補正予算手続きを経ることが原則であるという基本を徹底する必要がある。

## ③ 議会の姿勢とその影響

本件は、令和7年3月14日の第1回定例会において、「結城南中学校区新設校建設事業」の関連予算が議会により削除・修正されたことにより、議会の明確な意思として「学校建設を実施しない」方針が示された。それにもかかわらず、その後何の説明もないまま、4月18日及び4月25日の市内小中学校PTA総会で、「新設小学校に関する市長メッセージ」が配信された。

さらに、議会で提案された8つの提言についても、真摯に検討された形跡はなく、議会からの指摘を軽んじていると言わざるを得ません。これら一連の対応は、地方自治における二元代表制の根幹を揺るがすものであり、議会制民主主義の運営においても慎重な配慮を求める必要がある。

## ④ 市長の責任と行政組織のあり方

一部の職員の証言によると、会議の場では市長に対して自由に意見を述べにくい状況があったと推察された。公務員は、地方公務員法第32条により「法令、条例、規則に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従う義務」を負っているが、この規定が、内部的な議論や合理的な意見表明を妨げるものではないことは言うまでもありません。

市長からの意思決定が常態化し、職員の意見が反映されない環境は、誤った政策決定を招く温床となる。組織としての健全性を確保するためにも、市長をはじめとする執行部は、職員が自由に意見を述べられる風通しの良い職場環境の構築に努めるべきである。

今回の件は、単なる手続き上の問題だけではなく、議会の意思決定機関としての役割を軽んじたことによるものであり、市民の信頼を著しく損ねた重大な件であると認識する。地方自治における信頼の回復は、透明性、公正性、説明責任の徹底なくしてあり得ません。

本委員会としては、以下の点を提言し、今後の再発防止と説明責任の遂行に資するよう要請する。

○改善提言

- (1) 予備費の使用にあたっては、その目的や理由について必要であれば議会に対して説明を行い、議会との信頼関係を損なわないよう努めること。
- (2) 補正予算の提出を原則とし、議会の審議を経て執行する仕組みを徹底し、予備費の安易な使用を避けること。
- (3) 議会の修正権を尊重し、その意思決定を覆すような予備費の使用については、原則として行わないこと。
- (4) 市長をはじめ執行部は、説明責任を果たし、内部議論が健全に行える組織風土の醸成に努めること。
- (5) 今後同様の事態が発生しないよう、地方自治法をはじめとする関係法令の趣旨を正しく理解し、疑義が生じない予算運営を行うこと。

以上の提言に基づき、行政運営の透明性を高め、議会との信頼関係を再構築することで、真に市民に開かれた自治体行政を目指すことを強く求めるものである。

9 証言拒否等

なし

10 告発

なし

11 調査経費

- (1) 調査経費に関する議会の議決の状況  
100万円以内（令和7年6月24日議決）

- (2) 調査に要した経費の決算見込額

節	内容	支出額
08節 旅 費	証人出頭に係る費用弁償	8,869円
12節 委託料	会議録反訳委託料	274,725円
合 計		283,594円